新洲本市 総合計画 後期基本計画

概要版

将来都市像

豊かな自然 とやさしさあふれる 暮らし共創都市・洲本

これからのまちづくりでは、充実した社会基盤や施設などを活かすため、市民の厚い人情や穏やかな人柄に代表される「やさしさ」、また、海・山に代表される自然環境の「美しさ」、さらには、長い時間をかけて大切に育まれてきた「歴史や伝統、文化」、そして、周辺自治体との「新たなつながり」などをキーワードとしながら、本市で暮らす、あるいは、本市に関わるすべての人たちのこころが豊かになるような取組を進めていきます。

新洲本市総合計画

計画策定の目的

本市では平成30年5月に、「新洲本市総合計画(基本構想・前期基本計画)」を策定し、「豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本」をめざすべき将来像に掲げ、その実現のために各施策を講じているところであります。

令和2年以降より深刻化した新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民の暮らしや地域経済に大きな影響を与えました。また、持続可能な社会の実現に向けた動きや、ICT の積極的な活用など、地域をめぐる課題も多岐に渡っています。

このような社会動向を踏まえた上で、「洲本市ならではの暮らしの創造」に向けてまちづくりを展開するため、令和4年度に終了する「前期基本計画」に続く計画として、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする「後期基本計画」を策定します。

総合計画の役割

総合計画は、本市のまちづくりにおける行政運営の基本となる地方自治体の "最上位計画"です。そのため、本計画は、 今後の本市のまちづくりの方向性を示す ものであり、次のような役割を持ちます。

役割1 事業計画の連動性を高めるための指針

| 役割2||参画・協働によるまちづくりの共通目標

役割3 自治体経営を進めるための総合指針

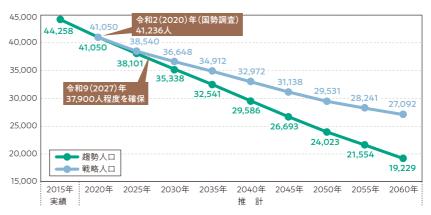
役割4 広域行政に対する連携の基礎

総合計画の構成と期間



基本構想は、本市のめざすべき将来像とそれを実現するための基本方針や施策の大綱を示すものです。 基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な基本的施策を体系的に示すものです。

将来人口(戦略人口)



人口ビジョン(趨勢人口と戦略人口)

将来都市像の実現に向けた3つの基本目標

基本目標1:安全で安心して暮らせる強くしなやかなまちづくり

基本目標 2: 思いやりと支え合いを大切にするこころ豊かなひとづくり 基本目標 3: 活力を生む産業を育み、元気で健やかに暮らせるまちづくり

基本 1目標

安全で安心して暮らせる 強くしなやかなまちづくり



第1章 市民生活と地域を支える社会基盤の充実

- 社会基盤の充実は、快適な日常生活を送る上で不可欠な要素です。
- 道路や交通網、さらには、情報通信基盤などを整備することで、ヒト・モノ・情報などを円滑に運ぶことができます。
- 人が集い、誰もが元気に活躍できる中心市街地の形成や住環境の充実に努めるとともに、犯罪や事故に対する不安を少しでも軽減できる生活が送れるまちづくりをめざします。
- 南海トラフ巨大地震の発生に備え、災害対応システムなどのハード整備を進めるとともに、防災訓練や 防災学習会などを通して、災害に対する意識の醸成を促します。
- 増加傾向にある危険・老朽化した空家の対策なども進めます。
 - 調和のとれた土地利用の促進
 - にぎわいのある中心市街地 整備と景観形成
 - 道路・交通網の整備
- 住宅・宅地の整備
- 水質保全の推進と浸水安全度 の向 F
- 地域情報化の推進
- 消防・防災対策の推進
- 交通安全・防犯対策の推進
- 消費者・生活者が主役となる 社会の促進

第2章 自然環境の保全と暮らしやすさとの調和

- ■本市を取り巻く美しく豊かな自然は、生活に潤いとやすらぎ、さらには、さまざまな恵みをもたらし、 都市部にはない本市の大きな魅力となっています。
- こうした自然環境の保全や自然環境と調和のとれたまちづくりを進めることが、本市の魅力向上にもつながると言えます。
- ごみ一つない美しいまちの実現に向けて、自然環境の保全や省資源・省エネルギーなどに対する市民の 意識啓発に取り組むとともに、適正なごみ処理を行います。
- 公園・緑地・水辺といった自然環境を活かしたやすらぎの場の整備に努めるとともに、美しく豊かな自然と調和した「本市ならではの暮らし」を広くアピールすることで、「洲本のファン」とも言える「関係人口」の確保、交流人口の増加、そして、移住・定住の促進につながるまちづくりをめざします。
 - 環境保全の推進と生活環境の充実
- 公園・緑地・水辺の整備
- 資源循環型社会の形成
- 交流活動の推進と定住環境の整備

基本2目標2

思いやりと支え合いを大切にする こころ豊かなひとづくり

第3章 市民が活躍できる地域と仕組みの構築

■ 快適で暮らしやすいまちは、すべての市民の願いです。

- その実現のためには、個人の活動に加え、町内会などのコミュニティ組織を中心に、家庭から地域へ、地域からまち全体へと広がる「つながりの仕組み」を構築し、「新たな洲本市民」とも言うべき移住・定住者も含めた「すべての市民」が気軽に参加・活躍できる環境づくりが不可欠です。
- まちづくりを進める上で、こうした「市民の力」を戦略的に取り込むことに努めるとともに、女性や若者・シニアの活躍を促す取組を進め、さらには、地方分権・地方創生の潮流に対応した行財政運営の確立に向けたまちづくりをめざします。
 - 市民参画と協働の推進
- 国内外との地域間交流の促進
- 男女共同参画社会の形成

- コミュニティ活動の促進
- 人権尊重社会の形成

● 時代に対応した行財政運営の推進

ふるさと

第4章 郷土愛の醸成と次代を担う人材の育成

- 自らのふるさとに誇りと愛着を抱くことができるように、学校、家庭、地域が協力・連携し、特色ある教育環境の充実に取り組むとともに、社会に出てからも、「自立できる力」、「生きていく力」を養うため、生涯学習などの学びの場や生涯スポーツを通して、自己啓発や市民相互の交流が促進される仕組みづくりに努め、さらには、これらの活動を通して、青少年の健全な育成を図ります。
- ■本市には長い歴史・伝統の中で育まれてきた豊かな地域文化があり、これらの保存・継承を行うとともに、国の内外と芸術・文化を介した多種多彩な交流を展開することで、地域文化の振興を図るまちづくりをめざします。
 - 学校教育の充実
- 青少年の健全育成
- 生涯スポーツの振興

- 生涯学習の振興
- 地域文化の振興

基本 3

活力を生む産業を育み、 元気で健やかに暮らせるまちづくり



第5章 地域産業の育成と新産業の創造

- 産業の振興は、地域経済の活性化の要であるとともに、人口問題への対応の鍵となる雇用の創出などにつながることから、これからのまちづくりにおいて特に重要であると言えます。
- 人口減少が進んだ場合においても、地域の活力が維持できるように、本市の基幹産業であり、また、本市の最大の魅力の一つでもある自然環境を活かした第1次産業や観光の振興に取り組みます。
- 地域に大きな雇用を生み出す工業の振興、地域のにぎわいにつながる商業の振興に加え、豊かな地域の資源を活かしたこれまでにない新しい産業の創出にも取り組み、誰もが働くことに誇りと喜びを感じながら暮らせるまちづくりをめざします。
 - 観光の振興
- 水産業の振興
- 地域資源を活かした新産業の創出

- 農林業の振興
- 商工業の振興
- 雇用・勤労者対策の充実

第6章 生きがいとやすらぎを実感できる環境の創出

- 少子高齢化への対応は、本市における喫緊の課題となっていますが、子どもから高齢者まで、すべての人が住み慣れた家庭や地域において、健康を維持しつつ、安心して生活できる環境を実現するため、自らの生きがいとやすらぎを自らが作り出すことを基本に、個人、家庭、地域が互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくりをめざします。
- 出産・育児を希望する世代に対する取組の充実を図ることで、子育て世代を応援します。
 - 子育て支援の充実
- 障害者施策の充実
- 健康づくり・医療体制の推進

- 高齢者施策の充実
- 地域福祉の充実
- 社会保障制度の適正な運営

第3期 洲本市 総合戦略

概要版

発 行・編 集

洲本市企画情報部企画課 〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目 4 番 10 号 電話 (0799) 22-3321 FAX (0799) 23-2340

第3期洲本市総合戦略

総合戦略策定の趣旨

本市では令和2年3月に「洲本市人口ビジョン」を見直し、長期的な将来人口として令和42(2060)年において27,000人規模の人口を確保するという将来展望を掲げるとともに、その実現に向けた「新洲本市総合戦略」を策定し、様々な人口減少対策の取組を進めてきたところです。

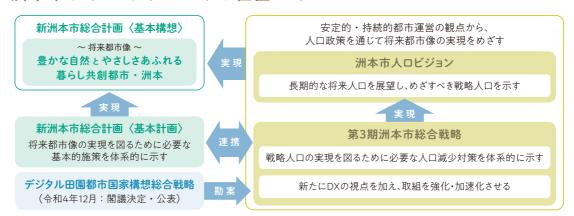
この「新洲本市総合戦略」が令和4年度を計画最終年度としていることから、新たに「第3期洲本市総合戦略」を策定し、令和5年度からの人口減少対策の推進を図っていくものです。

総合戦略の位置づけ

● 法的位置づけ

「第3期洲本市総合戦略」は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に規定された「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけられるものです。

● 洲本市まちづくりにおける位置づけ



総合戦略の計画期間

「第3期洲本市総合戦略」は、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。

戦略目標

洲本市のめざす将来人口(戦略人口)

令和42(2060)年 27,000人

基本戦略

「第3期洲本市総合戦略」では、「新洲本市総合戦略」における3つの基本戦略を一部見直し、新たに"まち""ひと""しごと"という従来からの3つのキーワードに基づく3つの基本戦略に、新たに"DX"というキーワードに基づく基本戦略を加えた4つの基本戦略を取組の柱とします。

"まち""ひと""しごと" 視点の3つの基本戦略



"DX"視点の基本戦略 (DX戦略) **戦略**

DX 多様なデジタル実装に向け、 基礎となる環境を創る

デジタル基盤の整備

デジタル人材の育成

DX

デジタル格差の解消

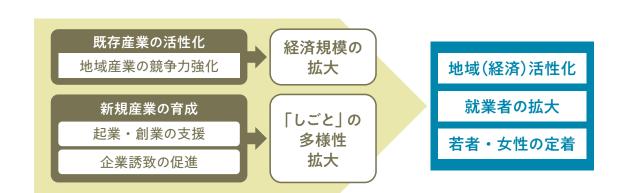
- 3 つの基本戦略を強化・深化
- ■「総合戦略」により創出される好循環を加速化
- まちづくり全般の強化・深化

基本目標	実績(見込)	目標					
	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
オンライン申請利用満足度 〈年 2 回実施〉(%)	_	65.0	70.0	75.0	76.0	77.0	
全業務に対する BPR の実施率 (%)【累計】	0.0	20.0	40.0	100.0	100.0	100.0	

● デジタル実装を加速化できる環境へ

基本 1 戦略

新しい時代の流れを力に、チャレンジ精神と 創意に富む人を応援し、「しごと」を創る

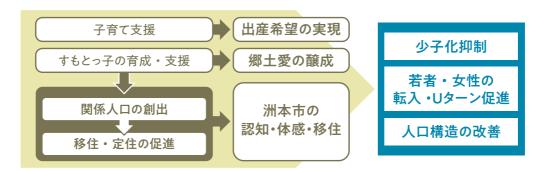


	実績	目標					
基本目標	令和 2 年度 (2020)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
女性の労働力率〈国勢調査〉(%)	52.2	_	_	55.0	_	_	
昼夜間人口比率〈国勢調査〉	102.6	_	_	101.0	_	_	

- 競争力のある農林水産業へ
- 未来につながる起業・創業へ
- 地域の活力となる企業誘致へ

基本 2 戦略 2

子育ての楽しみを分かち合い、人が出会い、 「ひと」を育む社会を創る

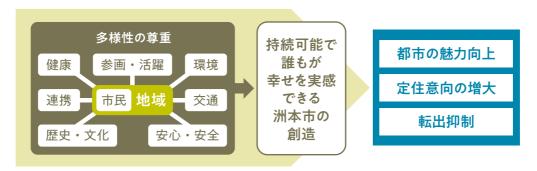


基本目標	実績(見込)	目標						
	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)		
出生数(人)	206	230	230	230	230	230		
男性の社会動態比	0.96	0.97	0.98	0.99	1.00	1.00		
女性の社会動態比	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02		
観光消費額(百万円)	28,493	30,000	30,000	35,000	32,000	32,000		
観光 GDP(百万円)	13,907	14,500	14,500	18,000	16,500	16,500		

- 子育ての喜びを実感できる人へ
- 洲本で育ち洲本を愛するこどもたちへ
- 洲本を知り、体感したい人へ
- 洲本で暮らしたい人へ

基本3戦略3

誰ひとり取り残されることなく、 誰もが豊かにいきいきと暮らせる「まち」を創る



	実績(見込)	目標						
基本目標	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)		
「住みやすい」と感じる市民の割合(%)	65.3	_	_	_	_	70.0		
「住み続けたい」と感じる市民の割合(%)	52.9	_	_	_	_	65.0		

- 健康で安心して暮らせるまちへ
- 誰もが活躍できるまちへ
- 安全なまちへ

- 交通基盤の整ったまちへ
- 環境に配慮したまちへ
- 歴史・文化に親しむまちへ
- 公民連携・広域連携のまちへ